適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書

税務署受付印

※整理番号	

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入について、平成31年改正前の租税特別措置法第55条の2第5項・第68条の43の2第6項の規定により下記のとおり届出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
投資事業有限責任組合の名称		
積立金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
添付書類（契約書等）		

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認	

（規格A4）

04.03 改正

適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、青色申告書を提出する法人又は連結申告法人が、平成 31 年改正前の租税特別措置法（以下「改正前措置法」といいます。）第 55 条の２第４項又は第 68 条の 43 の２第５項に規定する株式の全部を適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する場合において、改正前措置法第 55 条の２第５項又は第 68 条の 43 の２第６項の規定により、新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出をする場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(3)　「適格分割等の日」欄には、適格分割等の日を記載してください。

(4)　「投資事業有限責任組合の名称」の欄には、改正前措置法第 55 条の２第１項又は第 68 条の 43 の２第１項に掲げる投資事業有限責任組合を記載してください。

（注）　平成 31 年３月 31 日までに産業競争力強化法第 16 条第１項の認定を受けた投資事業有限責任組合のみ、適用の対象となります。

(5)　「積立金額」欄には、改正前措置法第 55 条の２第４項又は第 68 条の 43 の２第５項に規定する新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額を記載してください。

(6)　「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(三)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(7)　「添付書類（契約書等）」欄については、以下に該当する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。

イ　改正前措置法第 55 条の２第４項の規定の適用に係る投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約の契約書の写し

ロ　適格分割等の日の前日に終了するその投資事業有限責任組合の計算期間（適格分割等の日の前日に終了するその投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該前日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間。以下「適格分割等直前計算期間」といいます。）に係る実施状況報告書等の写し

ハ　当該投資事業有限責任組合の次に掲げる事項を記載した書類

(ｲ)　適格分割等直前計算期間終了の時におけるその組合財産である各新事業開拓事業者の株式に係る当該各新事業開拓事業者の名称並びに当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該株式の数及び帳簿価額

(ﾛ)　当該法人の当該適格分割等直前計算期間終了の時における当該投資事業有限責任組合の組合員の持分の割合

(ﾊ)　当該投資事業有限責任組合の組合財産である各新事業開拓事業者の株式につき次に掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれ次に定める事項

Ａ　剰余金の配当があった場合

次に掲げる剰余金の配当があった期間又は事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める事項

(A)　当該適格分割等の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割等の前日までの期間

a　当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称及び当該各新事業開拓事業者ごとに区分した当該剰余金の配当の額

b　当該適格分割等直前計算期間終了の時における当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者ごとに区分した当該各新事業開拓事業者の株式の数及び帳簿価

額

(B)　当該適格分割等の日を含む事業年度前の事業年度
当該剰余金に配当をした各新事業開拓事業者の名称

B　当該適格分割等直前計算期間（当該適格分割等直前計算期間が当該法人のその適格分割等の日の前日の直前に終了した計算期間である場合の当該適格分割等直前計算期間に限ります。）終了の日の翌日から当該適格分割等の日の前日までの間にその全部又は一部が当該投資事業有限責任組合の組合財産に該当しないこととなった場合
各新事業開拓事業者ごとに区分をしたその該当しないこととなった株式の数及び当該適格分割等直前計算期間終了の時における当該株式の帳簿価額

(8)「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(9)「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。